

公正取引課による調査

～公正取引委員会、内閣府沖縄総合事務局による
石油製品小売業者に対する警告等について～



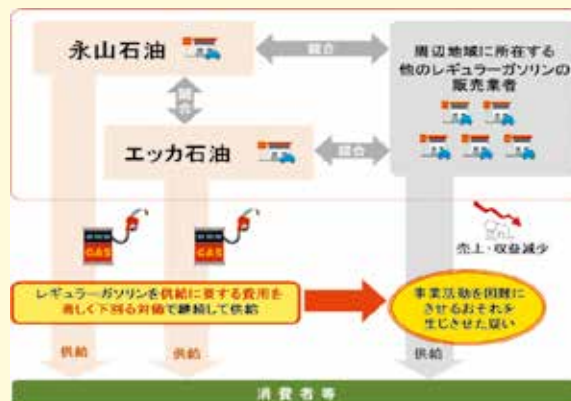
公正取引委員会は、令和6年11月7日、永山石油株式会社及びエッカ石油株式会社（以下、「2社」といいます。）に対し、2社が供給するレギュラーガソリンについて、公正取引委員会及び内閣府沖縄総合事務局（総務部公正取引課）の調査の結果を踏まえ、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第3号（不当廉売））の規定に違反するおそれがある行為を行っていたことが認められたことから、今後、同様の行為を行わないよう警告を行いました。

なお、本件は沖縄で初の不当廉売の公表事案であり、また、沖縄に本店を有する事業者に対する独占禁止法事件としては18年ぶりの公表事案です。

更に、警告を行った2社の給油所周辺地域において、レギュラーガソリンの供給において不当廉売につながるおそれがある行為を行っていた他の石油製品小売業者2社（5給油所）に対して、注意を行いました。

警告の概要

永山石油株式会社及びエッカ石油株式会社の2社は、それぞれ沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村に所在する給油所（永山石油3給油所、エッカ石油1給油所）において、令和6年2月1日から同年6月30日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがあります。



警告の概要説明図

記者会見の様子



令和6年11月7日 記者会見で説明する様子

（左から）公正取引委員会事務局審査局 公正競争監視室長
沖縄総合事務局総務部 公正取引課長
沖縄総合事務局総務部 公正取引課 審査専門官（主査）
〔場所〕 沖縄総合事務局庁舎



「どっくん」
公正取引委員会公式マスコットキャラクター



詳しくはこちらから

総務部公正取引課では、独占禁止法に違反する行為の調査のほか、未然防止のため、事業者からの相談に応じたり、事業者団体などに向けた講習会も行っています。

お問合せ先

総務部 公正取引課 ☎ 098-866-0049